

○糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

令和３年４月１日

告示第４５号

（趣旨）

第１条 この告示は、糸満市（以下「市」という。）が、奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の保育施設等で勤務する常勤の保育士に対し当該奨学金の返済に係る費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸満市補助金等交付規則（昭和５４年糸満市規則第２５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 市内に存する認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業（国及び地方公共団体が運営するものを含む。）
- (2) 認可保育所 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。
- (5) 保育士 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１８条の４に規定する保育士をいう。
- (6) 常勤の保育士 次に掲げるすべての要件を満たした保育士をいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条第１項第１号の３の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。
 - イ 市内の保育施設等を運営する事業者と１年以上の期間（期間の定めのないものを含む。）の労働契約を結んでいる者であって、当該保育施設等において１日７時間（休憩除く。）以上かつ月２０日以上常態的に継続して勤務し、保育施設等を適回事業所とする社会保険の被保険者又は公立学校共済の組合員であること。（年度途中から期間の定めがある労働契約を結んだ者で、契約の更新で次年度も雇用が継続される者も含む。）
 - ウ 地方公務員の場合、地方公務員法（平成２５年法律第２６１号）第２２条の２に定める会計年度任用職員であること。
- (7) 奨学金 保育士資格を得るために指定保育士養成施設（児童福祉法第１８条の６第

1号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。)及び糸満市長(以下「市長」という。)が認めた施設(以下「養成施設等」という。)の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、これらに就学する者が自己の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に定めるもの

イ ア以外で、別表に掲げた貸付けに準ずると市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 この告示に基づく補助の対象となる者は、次の各号のいずれの要件を満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して養成施設等を卒業した者
- (2) 市内の保育施設等で常勤の保育士として勤務している者
- (3) 自ら奨学金を返済している者
- (4) 養成施設等を卒業した翌年度の初日から起算して5年を経過していない者
- (5) 奨学金の返済免除の適用がない者

(補助対象期間)

第4条 この告示に基づく補助の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、前条の要件を満たした日の月以降から要件を満たさなくなった月(ただし、要件を満たさなくなった日が月の初日の場合は、要件を満たさなくなった月の前月)の範囲で事業年度の範囲内とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費は、補助対象期間に係る奨学金の返済費用(自ら返済するものに限る。)とする。ただし、この告示以外の類似の補助制度(勤務している事業者の制度を含む。)の適用を受けている場合は、当該適用を受けた額(補助対象期間中に受けた額に限る。)を補助対象経費から控除するものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象者1人当たり月額10,000円を上限とし、当該補助対象者の交付期間は通算で24か月までとする。ただし、補助額が予算を超過したときは、予算の範囲内で案分した額とする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に市長が定める期日までに、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書に係る書類を添えて提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書により、補助金交付が不適当であると認めるときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書により、当該申請者に

通知する。

- 3 市長は、前項の規定による補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

（変更申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容の変更（軽微な変更を除く。）を行うときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金変更交付申請書のほか、市長が必要とする書類を遅滞なく市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の変更の申請があったときは、これを審査し、変更を認めるときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金変更交付決定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は、補助金申請を取下げしようとするときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金取下申請書を遅滞なく市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の取下げの申請があったときは、これを審査し承認するときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金取下承認通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第9条 交付決定者は、別に市長が定める期日までに、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書に次に掲げる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 別に定める雇用証明書（実績報告時点）

(2) 交付決定者本人が奨学金を返済したことを客観的に確認できる書類（交付決定者本人名義の通帳の写し等）

(3) 他市長が必要とする書類

- 2 市長は、前項の規定による実績報告を受け、補助金の交付決定の内容及びこれに付した交付の条件に適合することを認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付額確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、速やかに糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付請求書により市長に補助金の交付請求を行うものとする。

（交付決定者の責務）

第10条 交付決定者は、保育施設等の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、労働契約期間（第2条第6号イの労働契約の期間をいう。）の途中で退職しないよう及

び当該労働契約期間後も保育施設等において保育士として勤務するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条第1項及び第3項の期日を著しく超過して、補助金の実績報告または交付請求を行ったとき。
- (3) 法令又はこの告示の規定若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 交付決定者が、労働契約期間の途中（期間の定めがない労働契約は、年度の途中とする。）で退職したとき。ただし、退職の日から1か月以内に常勤の保育士として就職した場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、別に定める糸満市保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月27日告示第146号）

この告示は、令和4年10月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
母子父子寡婦福祉資金
日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
保育士修学資金